

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

告示

●東京都告示第百四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき東金町一丁目西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東金町一丁目西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年四月二十八日から令和十四年三月三十一日まで

で

三 施行地区

葛飾区東金町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

葛飾区東金町一丁目十七番二号

令和三年四月二十八日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年二月十四日

●東京都告示第百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東五反田二丁目地内）

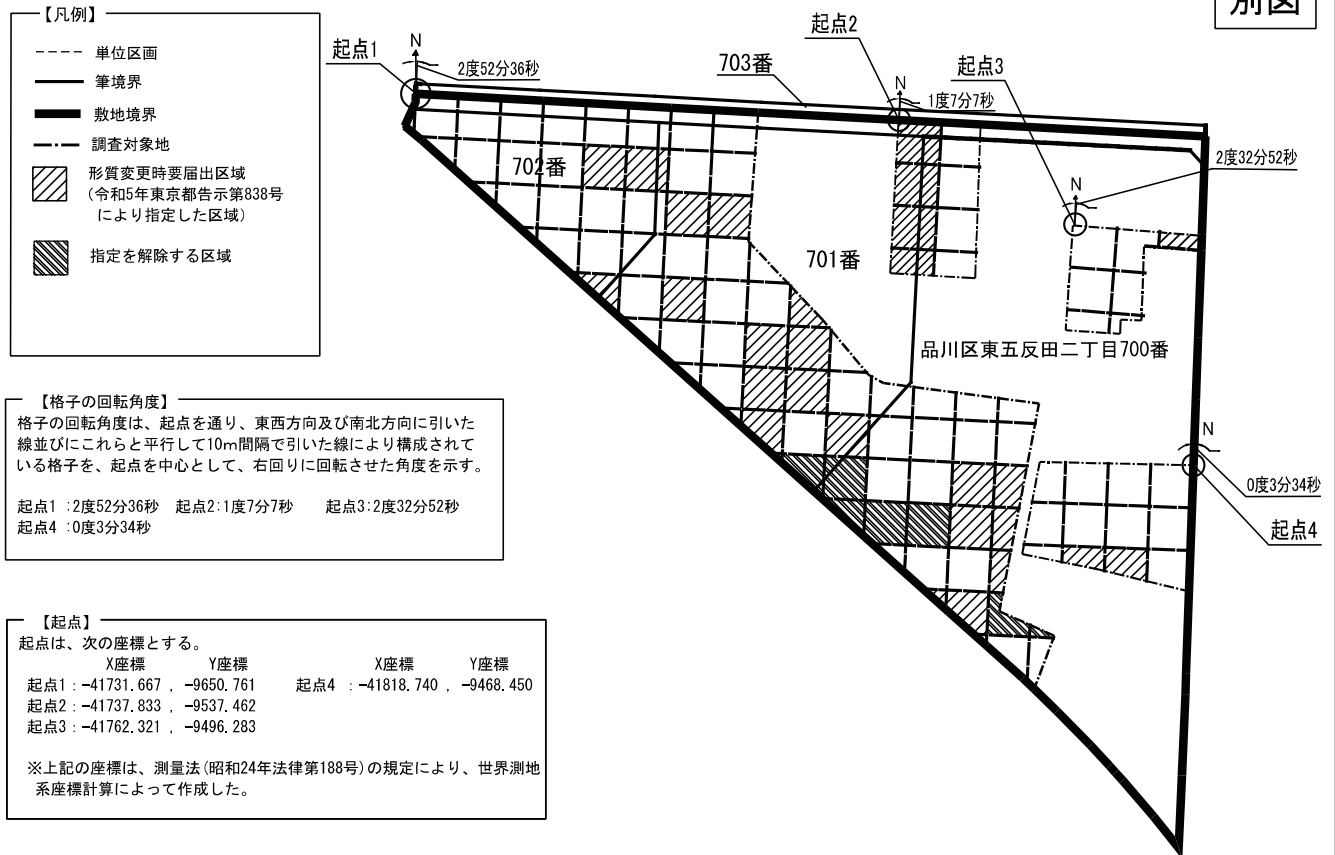
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第八百二十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月十四日

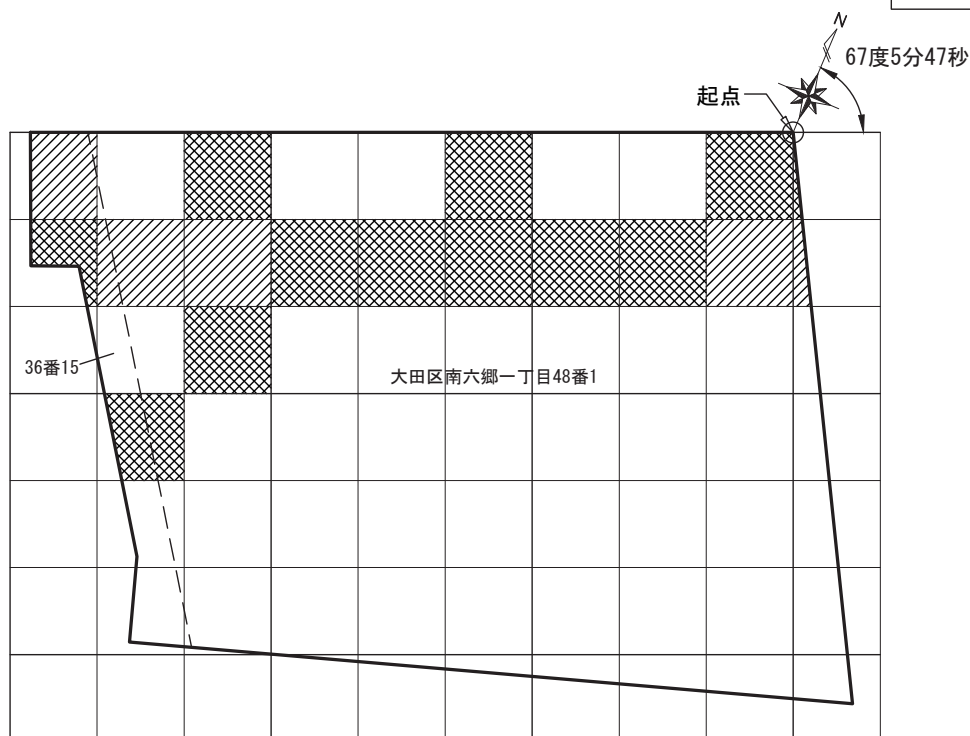
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区南六郷一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第823号に
より指定した区域)

指定を解除する区域

単位区画

筆境界

調査対象地

【起点】

起点は、大田区南六郷一丁目48番1の最北端とする。

【格子の回転角度（67度5分47秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千六百四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

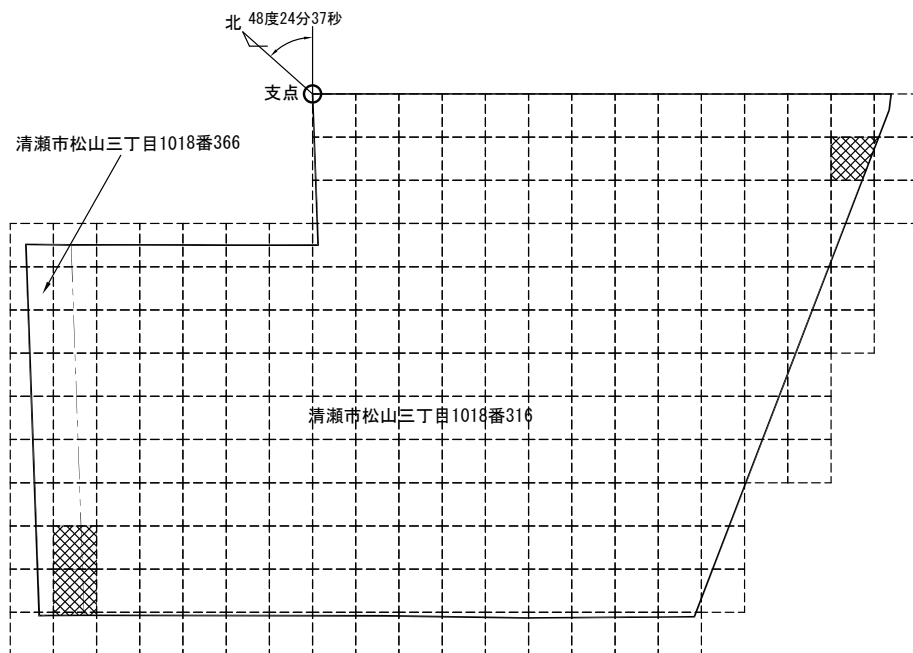
一 指定を解除する区域 別図のとおり（清瀬市松山三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- 指定を解除する区域

【支点】

支点は、座標値（X=-25552.232、Y=-29042.702）とする。
※座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標によって作成した。

【格子の回転角度：48度24分37秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番二号（代）
電話 〇三（五三二）一一一一

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一（代）

郵便番号
101-0051

リサイクル適性

この公報は、環境にやさしいリサイクル紙で印刷されています。